

公益社団法人 日本建築家協会 関東甲信越支部 委員会規約

2014. 01. 31制定

2016. 05. 17改定

<委員会の設置>

第1条 支部規約第14条の規定に基づき、支部委員会の設置及び運営に関し次のとおり定める。
この規約の定めによる委員会は、常置委員会(交流委員会を除く)、特別委員会(実行委員会・推進会議等を含む)とする。

<委員の構成>

第2条 委員会は、支部正会員の構成員をもって組織する。但し、特に必要のある場合は、委員総数のうち4分の1まで正会員以外の専門家等を委員に加えることができる。
委員会構成委員は、10名以内とするが、役員会で認められた場合はこの限りではない。

<委員長の指名>

第3条 委員長は支部長の指名により、役員会の承認を得て支部長が委嘱する。但し、他に定めがある場合にはそれに従うものとする。

<委員の募集>

第4条 委員は、公募に基づいて委員長が指名し、役員会の承認を得て支部長が委嘱する。

<委員会の役職>

第5条 委員会が必要と認める場合は、委員長の指名により副委員長を置くことができる。
2) 常置委員会には、委員長、副委員以外の役職は設けない。

<報告書の提出>

第6条 委員長は、役員会に対して毎事業年度末までに活動報告書を提出し、年度末2か月前までに次期活動計画書を提出しなければならない。
2) 収支を伴う事業を計画・執行する場合は、事業計画及び収支予算書を作成して役員会の承認を得るものとし、事業終了後は速やかに報告する。
3) 支部長及び役員会は、必要に応じて委員長に対して、委員会活動に関し報告を求めることができる。

<外部への伝達・公表>

第7条 委員会の意見、方策又は対策、その他これに類するものを当会のものでして外部に公表又は伝達しようとするときは、役員会の承認を得るものとする。但し、軽易な事項についてこの限りではない。

<委員の任期>

第8条 常置委員会の委員長及び委員の任期は2年とし、連続して委嘱する場合は二期を限度とする。但し、特別な事由がある場合は役員会の承認を得て一期に限り更に継続することが出来る。

<特別委員会>

第9条 特別委員会の委員長及び委員の任期は常置委員会に準ずるものとし、かつ当該委員会の任務を完了したときをもって任期を終わるものとする。

<ワーキンググループ>

第10条 必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2)ワーキンググループは、正会員並びに正会員以外の専門家等をもって構成する。

3)ワーキンググループの構成員は支部長の承認を得て委員長が指名する。

<旅費の支弁>

第11条 委員には必要に応じて支部の旅費規定に基づく旅費を支給するものとする

<常置委員会と特別委員会>

第12条 常置委員会と特別委員会の役割分掌は別に定めるものとする。

<委員会の成立>

付則1 委員会は委員の半数以上の出席（委任状可）をもって成立とする。

<委員会の議事録>

付則2 委員長は委員の中から書記を任命して議事録を作成し、委員会開催後14日以内に事務局に提出する。ただし、他の規則等で定められている場合はこの限りではない。

2)委員会の議事録は、支部正会員に公開することを原則とする。

<交流委員会の運営>

付則3 交流委員会の運営については別途定める。

<委員の着任と退任>

付則4 委員を退任した後、2年間は同一委員会の委員に着任することはできない。